

## 与謝野町有線テレビ放送広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、与謝野町有料広告掲載要綱（令和3年与謝野町告示第14号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、町の有線テレビ放送（以下「町有線テレビ」という。）で広告を放送すること（以下「広告放送」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告放送は、映像広告とする（文字放送及びデータ放送では広告放送は行わない）。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告放送をすることができる者、広告放送の内容等は、要綱第3条、第4条及び与謝野町広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告放送の期間、放送時間及び回数)

第4条 独占的な利用を制限するため、継続して6月を超える期間の広告放送及び申請の日から起算して6月を超える日以後に行う広告放送の申請はできないものとする。ただし、町長が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

2 自主放送番組内で放送する広告放送は、当該番組の再放送により放送する回数が増減する場合があるものとする。

3 放送期間は、原則として1週間を最少単位とし、月曜日の午後8時から翌週月曜日の午後3時放送分までとする。ただし、単位ごとの更新は可能とする。

4 放送時間は、定時放送直前及び放送終了後に、30秒以内又は60秒以内とする。

(広告放送の申し込み)

第5条 広告放送を希望する者は、与謝野町有線テレビ放送広告放送（新規・変更）申込書（別記様式）により、町長に申し込むものとする。

2 町長は必要に応じて、前項に規定する申込みをした者（以下「申込者」という。）の事業内容等に関する資料の提出を求めることができる。

(広告放送の決定)

第6条 町長は、第3条の規定に基づき、広告内容を審査し、放送の可否を決定する。

(広告の放送時間及び放送料)

第7条 広告の放送時間及び広告放送料は以下のとおりとし、再放送の回数による調整は行わない。

放送時間、放送料 単位（放送期間）	30秒以内の広告放送	60秒以内の広告放送
1週間	5,000円	8,000円

(備考)

・放送期間は1週間単位とし、1週間以内の放送であっても1週間の広告料金をもって単価とする。

(広告放送の作成及び提出)

第8条 広告放送の決定を受けた申込者（以下、「広告主」）は、与謝野町が指定する規格により制作した広告放送の映像及び音声を記録媒体(SDカード、DVD、BRD等をいう。以下「情報素材」という。)に保存し放送期日の2週間前までに提出する。

(広告内容等の変更等)

第9条 広告主は、必要に応じて広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、与謝野町有線テレビ放送広告放送（新規・変更）申込書（別記様式）により変更を申し込み、町長の承認を得るものとする。

3 町長は、広告の内容が有線テレビの自主放送と混同されるおそれがあるときは、広告主に対し、当該放送が広告放送であることを明示するよう指示することができる。

(災害時等)

第10条 防災上の理由から緊急放送を行う必要がある場合は、町長は広告放送を中止し、又は放送期間及び放送時間を変更することができる。

2 前項の規定により放送期間、放送時間を変更した場合であっても、広告放送を放送した場合は、当該放送は履行されたものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めるものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告放送の取り扱いについては、社団法人日本ケーブルテレビ連盟の定める「広告放送の自主基準」を準用する。

## 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条、第 9 条関係）

年 月 日

与謝野町長 様

(広告放送申込者)

住 所

名 称

代表者名

与謝野町有線テレビ放送広告放送（新規・変更）申込書

与謝野町有線テレビ放送への広告放送（新規・変更）を、以下のとおり申込みます。

なお、申込みにあたり、与謝野町の広告関連の規定を遵守すること及び与謝野町が町税等の納付状況を調査することに同意します。

広告放送申込者の業種		
広告放送時間（素材長）	30 秒以内	60 秒以内
広告放送希望期間 ※新規の場合のみ	年 月 日から 週間	
変更希望時期 ※変更の場合のみ		
記録媒体・広告の内容	※広告の内容は情報素材に記録してご提出ください。	
連絡先	電 話	
	FAX	
	E メール	

※ 広告放送は 1 週間を 1 単位とし、年度を超えない期間とします。（最長 6 月）

※ ただし、再放送が年度を超える場合は、その限りではありません。

※ 必要に応じて、広告放送希望者の事業内容等に関する資料を添付いただきます。